

2018年度 法科大学院

特待生入学試験問題

1 時限

憲法

(論文式)

試験時間 60 分

注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この問題冊子の 1 ページから問題が掲載されています。
3. 試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は手を挙げて監督に知らせてください。
4. 解答用紙には解答欄以外に記入欄がありますので、監督の指示に従ってそれぞれ正しく記入してください。
5. 解答は、必ず解答用紙の解答欄に記入してください。解答用紙の解答欄以外に記入された解答はすべて無効とします。解答用紙の裏面を使用する場合は「裏面に続く」と記載してください。
6. 解答用紙は各 1 枚しか配布しません。複数枚請求されてもお渡ししません。
7. 貸与した六法以外の参照は一切できません。
8. 試験問題の内容等について質問することはできません。
9. 問題冊子の余白等は適宜使用してかまいませんが、解答用紙の解答欄以外に記入された解答は無効とします。
10. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

[憲法]

つぎの文章を読んで、設問に答えなさい。

20××年11月1日、東京地方検察庁検察事務官は、Aに対する贈賄被疑事件について、裁判官の発した差押許可状に基づき、Nテレビ放送網株式会社（以下「X」とする。）の保管していたビデオテープ4巻（以下「本件ビデオテープ」とする。）の差押処分（以下「本件差押処分」という。）を行った。本件差押処分は、Aが、R社未公開株の譲渡による贈収賄疑惑に関する国政調査権の行使等に手心を加えてもらいたいなどの趣旨で、衆議院議員Bに対し3回にわたり多額の現金供与の申込をしたとされる贈賄被疑事件（以下「本件贈賄被疑事件」という。）の捜査として行われたものである。

本件贈賄被疑事件は、Bによって告発がなされ、国民が関心を寄せていた重大な事犯であり、本件ビデオテープは、AとBの面談状況をありのままに収録したものであった。本件ビデオテープは、いずれも原本たるマザー・テープであって、うち2巻については、Xにおいて、差押当時既に放映のための編集を終了し、差押当日までに、これをNテレビ放送網を通じて放映していたが、残り2巻については、差押時において未だ放送されていなかった。

本件ビデオテープの取材経緯は、証拠の保全を意図したBからの情報提供と依頼に基づくものであり、また、当のBが本件贈賄被疑事件を告発するに当たり重要な証拠資料として本件ビデオテープの存在を挙げていた。他方、Aの方も、本件ビデオテープ中の未放映部分に自己の弁明を裏付ける内容が存在する旨強く主張している。

Xは、本件差押処分は違法な処分として、速やかに取り消されるべきであるとして、裁判所に準抗告の申立てを行った。

設問

Xの立場にたって、本件差押処分を違法とするために、どのような憲法上の主張ができるか述べなさい。

（解答は全て解答用紙に記入すること）